第１回岡山県自動車・同附属品製造業

最低賃金専門部会議事録

１　日　時　　令和８年 10 月１日（木）午前 10 時 00 分～

２　場　所　　岡山市北区下石井１丁目４番１号
岡山第２合同庁舎　２階共用会議室Ｄ

３　出席者

公益代表委員		富　永　優　子
		西　田　和　弘
		長谷川　珠　子
労働者代表委員		宮　森　志　信
		吉　井　哲　也
使用者代表委員		久　山　卓　也
		向　谷　　隆
事務局	労働基準部長	佐　藤　明　士
	賃金室長	宮　本　洋　子
	賃金指導官	森　井　顕　二
	労災補償監察官	木　村　弘　之
	監察監督官	金　武　邦　洋

４　議　事

森井指導官　　ただ今から、第 1 回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはありませんでした。

今年度第１回目の専門部会であり、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めさせていただきます。

まず、定足数について報告いたします。

本日は、労働者側委員の奥山委員、使用者側委員の石黒委員が御欠席、それから使用者側委員の向谷委員が遅れての御参加ですが、他の委員６名が御出席でございますので、最低賃金審議会令で規定されている定足数である３分の２以上、または、公労使各委員の３分の１以上の出席の条件を満たしていることを報告いたします。

本日御審議いただく付議事項の説明をさせていただきます。

（１）特定最低賃金専門部会部会長・部会長代理の選任について
（２）特定最低賃金専門部会の運営について
（３）資料の説明について
（４）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
（５）今後の審議日程について
（６）その他

でございます。

本日は令和８年度１回目の最低賃金専門部会の開催となります。冒頭、佐藤労働基準部長より挨拶申し上げます。

佐藤部長　　労働基準部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は御多忙の中御出席いただきまして、感謝申し上げます。また、特定最低賃金の委員就任をお引き受けいただきましたことについても併せて感謝申し上げます。

皆様、御承知のとおり、今日は 10 月１日ですが、明日 10 月２日から岡山県の最低賃金が 57 円引き上げられ、時間額 1,104 円で発効される事となっております。この県最賃につきましては、中央の方から毎年高い引上げ額の目安が示されており、非常に難しい審議でございましたが、労使各委員の皆様の御理解もあり、３年ぶりに全会一致で結審したところでございます。労働局としましては、明日の発効に向けて改定額と支援策の周

知を図っているところでございます。
皆様方におかれましては、これから自動車の特定最賃の審議を行っていただくわけですが、引き続き最低賃金制度への御理解、改定額が発効される際には、周知につきましても団体・企業の中での周知について御協力をお願いいたします。
この特定最賃の審議につきましては、本県では必要性から金額審議まで各専門部会で審議することになっています。
特に労使委員の皆様方には、それぞれ業界の代表としてお互いの立場を尊重しつつ、意思の疎通を図っていただきたいと思っております。
また、金額審議においては、それぞれイニシアティブを発揮していただき、労使間合意で結論が得られるようお願いします。
この自動車の特定最賃もそうですが、地賃では毎年非常に高い引上げ率が続いている中で、地賃と特賃との差が縮まり、優位率も下がってきているものが多くなっているところです。
全国的に見ると、自動車はまだ優位率が保たれているものが多いのですが、地賃に埋没するような特定最低賃金もだんだん増えてきています。
一方で、地域独自の産業に特定最賃が存在していることの意義も考慮するべきではないかというお声もいただいています。
年々難しくなっていく審議ではございますが、円滑な専門部会の運営に御理解、御協力をお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

森井指導官　　それでは賃金室長、よろしくお願いいたします。

宮本室長　　それでは、議事に入らせていただきます。
まず、付議事項「（１）部会長・部会長代理の選任」ですが、部会長及び部会長代理は、最低賃金法において公益委員の内から選出することとされております。これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行いまして、候補を選んでいただいております。私から発表させていただきます。
部会長は長谷川委員、部会長代理は富永委員です。御了承いただけますでしょうか。

（異議なし）

宮本室長　　御了承いただき、ありがとうございます。
それでは、以降の議事につきましては、長谷川部会長にお願

いいたします。

長谷川部会長　　部会長を仰せつかりました長谷川でございます。
では、さっそく議事に入らせていただきます。
初めに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い、公開としています。ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんの忌憚のない御意見をいただく必要がありますので、非公開とします。
今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度と同様に、改正決定の必要性の審議から専門部会で行うこととなりました。また、特賃の専門部会は、中賃の全員協議会報告で考え方が示されているとおり、関係労使当事者としてのイニシアティブ発揮により、労使の合意を目指していただき、これが難しい場合であっても公益案による全会一致の議決に至るよう努力することが望まれますので、各委員の御理解と御協力をどうぞよろしくお願いします。
付議事項に入る前に、他部会の状況について事務局から報告をお願いします。

宮本室長　　他部会の状況を報告させていただきます。
電気機械器具製造業、鉄鋼業、一般機械器具製造業、耐火物製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業につきましては、必要性ありで結審しております。各種商品小売業につきましては、今後、１回目の審議が行われる予定となっております。以上です。

長谷川部会長　　次に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。
特定最低賃金専門部会運営規程第６条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員２名が署名するもの」とされていますので、部会長である私と、労側は吉井委員、使側は石黒委員にそれぞれお願いしたいところなのですが、本日は御欠席ですので、今回の専門部会議事録については久山委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

久山委員　　はい。

長谷川部会長　　次に、本日の大まかな予定を説明いたします。
まず、付議事項（２）につきまして、今年度の審議運営について事務局から説明していただきます。

続いて、付議事項（３）本日配布の資料説明についても事務局からお願いします。

その後に、付議事項「（４）特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。付議事項（３）の資料説明の後、労使委員それぞれの打合せ時間を設けたいと思います。その後、全体会議を再開し、労使それぞれ５分程度で基本的な考え方について御発言いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

では、付議事項「（２）特定最低賃金専門部会の運営」について、事務局から説明をお願いいたします。

（向谷委員、御出席）

宮本室長　　お手元にある資料№.２を御覧ください。

今年度の７業種の改正決定につきましては、７月３日の本審で改正決定の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。資料№.２－①がその際の諮問文となります。

その後、7 月 30 日の本審で、特賃の必要性の有無については、各部会で審議を行うこととなりましたので、審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いする」ことを加え、再度諮問を行いました。こちらが資料№.２－②になります。

必要性の審議において、全会一致で「必要性あり」となった部会につきましては、最賃則第 11 条に基づく３週間の意見聴取公示期間を経た後、金額審議の専門部会を開催することになります。

御留意いただきたいことが２点ございます。

１点目は、必要性ありとする場合、改定する特賃の最低賃金額は、この度改定される岡山県最低賃金額 1,104 円を１円以上上回った金額とすることとなりますので、御留意ください。

２点目は、金額審議では、労働協約ケースであっても公正競争ケースであっても、６月 18 日に労働者側委員から提出された「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、金額審議における上限額となりますので御留意ください。

なお、必要性について全会一致とならなかった部会は、後日本審に報告し、審議終了となります。

また、必要性審議及び金額審議ともに、専門部会で「全会一

致」で結審した場合は、審議会令第６条第５項を適用することで、専門部会の決議を本審の決議とすることとなります。以上です。

長谷川部会長　　ただ今の事務局の説明について、委員の皆さん、何かございますか。

（特になし）

長谷川部会長　　それでは、必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも、審議会令第６条第５項を適用すること。必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること。金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととといたします。

続きまして、付議事項「（３）資料の説明」について、事務局からお願いいたします。

宮本室長　　資料№.３から６と９を私から説明をさせていただきます。

まず、資料№.３を御覧ください。こちらは、2026 年９月４日に日本銀行岡山支店が公表しております「岡山県金融経済月報」となります。

概況としては、「県内景気は、一部に弱めの動きがみられるが、緩やかな回復を続けている」とあり、最終需要をみると、「個人消費は、物価上昇等の影響を受けつつ、底堅く推移している」、「設備投資は、増加傾向にある」、「住宅投資は、弱めの動きとなっている」、「公共投資は、緩やかに増加している」とあります。

２ページの生産については、「県内製造業の生産は、横ばい圏内の動きとなっている」とされております。その中で、「輸送用機械は高めの水準で推移している」とされています。

続きまして、資料№.４を御覧ください。

こちらは令和８年８月５日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「県内経済は、緩やかに回復しつつある」としています。これは、前回４月と同様の判断です。

各項目の判断としては、「住宅建設」以外は前回４月と同様の判断となっています。「住宅建設」だけが下向きの状況となっております。

２ページ目の「生産活動」は、「輸送機械は、自動車の生産水

準が上向いていることから、増加している」とされています。
１ページに戻りますが、「先行き」を見ていただくと、「先行きについては雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」とされています。
続きまして資料№.５を御覧ください。こちらは、令和８年６月分として、岡山県総合政策局統計分析課が公表しております「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」です。
生産指数は 108.5 となり、２か月ぶりの上昇ということで、対前年同月比が 4.3%となっております。
次の１ページの２に「上昇・低下に寄与した主な業種」がありまして、このうちの（１）生産と（２）出荷について、輸送機械工業が低下に寄与した業種となっております。
次に、３ページに「生産の業種別動向」として、主要業種別に「生産・出荷・在庫」の動向がグラフ化されたものとなっております。上から４番目に「輸送機械工業」が載っております。
５ページに、「業種分類生産指数」「特掲業種分類生産指数」があります。（２）「業種分類生産指数」の輸送機械工業の原指数が前年同月比で 2.4%となっています。なお、数値の前にアルファベット小文字の「ｒ」が付されているものがありますが、こちらは速報値が後から訂正されたものになりますので、御留意ください。
次に資料№.６を御覧ください。こちらは、岡山労働局職業安定課が公表しております令和８年７月分の「雇用情勢」です。
令和８年７月の岡山県内の有効求人倍率は 1.33 倍となり、前月と比べ 0.01 ポイント低下しています。
10 ページを御覧ください。こちらに「産業別・規模別新規求人状況」ということで、業種別に一覧表が掲載されています。
Ｅ製造業を見ますと、７月は、前年同月比＋2.9%となっております。下段の（31）輸送用機械器具につきましては、前年同月比で－1.3%となっておりまして、わずかに減少していることが確認できます。
資料№.９を御覧ください。
こちらは令和７年度の特定最低賃金の審議経過及び結果一覧となっておりまして、昨年度の結果を示しておりますので、こちらも参考にしてください。
私からの説明は以上です。

森井指導官　　それでは、私から、自動車・同附属品製造業における最低賃金基礎調査結果について説明いたします。

資料№.７を御覧ください。

１ページに基礎調査の概要が記載してあります。基礎調査は、特定最低賃金の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県内における最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査です。

調査範囲は岡山県全域を対象としており、調査対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、自動車・同附属品製造業を対象としております。

調査事業所については、100 人未満の事業所を対象としております。30 人未満の事業所は全労働者を、30 人から 99 人の事業所は労働者の２分の１を抽出し、集計しております。

調査対象労働者は、いずれも、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象としております。ただし、特定最低賃金の適用が除外される 18 歳未満、65 歳以上の労働者等は除いております。

調査対象となる賃金は、令和８年６月分の所定内賃金となっております。基本給のほか、最低賃金の算定基礎となる諸手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増賃金、賞与等の１か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計結果ですが、集計調査事業所数は 73 社、集計調査労働者数は 1,277 人、この調査結果を元にして復元した母集団労働者数は 3,514 人となっております。

以上が基礎調査の概要です。それでは、最低賃金基礎調査の結果について説明いたします。

次の２ページを御覧ください。Ⅱ「現行最低賃金未満率」ですが、集計結果から算定しますと、未満率は、男性 4.5％、女性 23.3％、男女合計で 9.9％となっております。右側のカッコの中は、昨年度の未満率を表しております。

Ⅲの特性値一覧表ですが、自動車・同附属品製造業につきましては、月平均賃金額 244,972 円、時間当たり平均賃金額 1,486 円、第１・20 分位数 1,050 円、第１・10 分位数 1,083 円、第１・４分位数 1,165 円、中位数 1,412 円となっております。

この分位数とは、賃金を低い方から高い方へ並べて、20 等分、10 等分、４等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字のことです。中位数はいわゆる中央値のことです。

続いて、３ページ以降の総括表について説明します。

総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものです。

この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しており、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。

３ページを御覧ください。３ページの下から２番目にある「1,096 円」の階級を見ていただくと累積で「538 人」の労働者がおり、１つ上の「1,095 円」の階級を見ていただくと、累積で「535 人」の労働者がおりますので、結局、「1,096 円」の階級には「３人」が属しているということが読み取れるということになります。

３～７ページには階層ごとに規模別・年齢別に区分したもの、９～13 ページには男女別・年齢別に区分した集計となっています。

賃金階級につきましては、特定最低賃金額より 10 円低い「1,073 円」からプラス 110 円の「1,183 円」までが１円刻みとなっており、それ以降は、10 円刻み、100 円刻みとなっております。

続きまして、15 ページを御覧ください。

このグラフは、今、説明した総括表の賃金分布を一定の賃金階級ごとにまとめてグラフ化したものです。

次に 17 ページを御覧ください。こちらの表は、特定最低賃金額の金額が上がった場合の影響率を示したものです。例えばですけれど、50 円引き上げて「1,133 円」とすると、影響率は 21.66％となります。

以上で基礎調査結果の説明を終わります。

続きまして、資料№８「岡山県最低賃金と特定最低賃金との比較」を御覧ください。

こちらは、県最賃を 100 とした場合の特定最低賃金の比率を、平成 27 年度から経年的に比較した表でございます。いわゆる優位率といわれるものです。

令和７年度の自動車・同附属品製造業の特定最賃は 1,083 円で 103.4％となっております。

また、その次のページの表は、自動車・同附属品製造業特定最賃と県最賃の引上げ幅などを年度別に比較した一覧表となっています。

資料の説明は以上となります。

長谷川部会長　　ありがとうございました。

ただ今の資料説明につきまして、何か御質問等はございませんか。

（特になし）

長谷川部会長　　では、ただ今から労使の打合せの時間を取りたいと思います。時間は15分程度でよろしいでしょうか。

（同意する声）

長谷川部会長　　では、10時50分から再開したいと思います。
それでは、それぞれ控室へ御移動をお願いします。

（労使それぞれ別室にて打合せ）
（打合せ後、労使委員入室）

長谷川部会長　　全体会議を再開します。
付議事項「（４）特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」審議に入ることとします。
まず、労使各側から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ５分程度で御発言いただきますようよろしくお願いします。
順番は、労働者側委員、その後使用者側委員にお願いします。
では、労働者側の代表の方お願いします。

労働者側委員　　では、結論から申し上げます。
改正決定の必要性はありです。
主な理由は、人材確保や人材定着のため。その中でも自動車産業では人手不足が続いており、優秀な人材を確保し、定着させるためには、地域別最低賃金より高い産業別最低賃金が必要と考えております。
また、県最賃の専門部会でも労側委員から人材確保が大きなキーワードであるという話もあったと思いますが、自動車産業全体としては、人材確保について、賃金水準を上げる必要があると考えております。
二つ目として、基幹産業の重要性ということでは、岡山県の自動車産業の位置づけとして、基幹産業であると考えておりますし、高い技能や技術を必要とする産業であります。技能に合った賃金水準を確保することが産業全体の競争力維持につなが

ると考えております。
　三つ目としましては、技能・技術への適正な評価ということで、自動車製造は高度な知識、技能を要する仕事が多いと思っております。地域別最低賃金では技能を十分評価できないのではないかと考えています。
　四つ目は、産業全体の賃金水準ということで、特定最賃があることで企業間の過度な賃金競争を防ぎ、適正な労働条件を維持する役割があると考えています。
　最後に、賃金改正はコスト増だけではないと思っています。人材確保や定着のための投資であり、自動車産業の持続的発展に不可欠であると考えております。以上です。

長谷川部会長　　何か補足はありますか。

（特になし）

長谷川部会長　　ありがとうございました。
　では、続いて使側からお願いします。

使用者側委員　　我々としては改正決定の必要性ありと申し上げさせていただきます。
　ただし、ここ６年間くらいで県最賃と特定最賃の差はどんどん縮まってきている状況です。今、ここで気にしなければならないのは、地場産業である三菱自動車の動向です。
　資料を確認したところ、三菱自工の生産数量で９月の３四半期の計画で年間計画を修正した場合、マイナス７％程度ということを聞いております。生産数量が上がらない状況で、賃金自体が上がっていくというのは経営側とすれば非常に危機感を持ちます。
　それと、もう一つ大きいのが、当社を含めてウィングバレイの企業は海外に展開されている企業も多いと思います。今、電気自動車に対する圧力が非常に高まっています。中国のアジアに対する電気自動車の出荷というのは対前年 170％と聞いています。実際にタイではいままで日本車のシェアが非常に高かったのですが、どんどん中国車に食い込まれていると聞いています。インドネシアは比較的まだ日本車が多いという話ですが、それでも日本車のシェアが落ちている状況で、我々としては海外での企業活動についても圧迫を受けていて、楽観視できません。自動車産業自体がもしかしたら成熟産業を越えて、衰退産

業になりかねない状況だと思います。これから製造業はＡＩの導入、フィジカルＡＩということで、アンドロイドを製造現場に投入していく時代も来るのではないかと思いますが、そこまでしないと生産性が上がらないような時代に、ここはちょっと我慢をして、ある程度賃金自体は、各企業の体力に合わせて決めるという本来の考え方に戻った方がいいのではないかと思います。

特定最賃が設定された意義というのは、健全な産業を育成するという意味合いで、低賃金で働かせるブラック企業を育てるのではなく、ホワイト企業を育てる意味合いが強かったと思うのですが、成熟産業にはもうなっているので、そこまでこうした形で決める必要があるのかというのは思うところです。

ただし、まだ、岡山県最低賃金と自動車の特定最低賃金とでは差があるので、どこまで詰めるのかというところは議論していきたいと思っています。

イメージとしては、今年でほぼ県最賃に並ぶくらいかなという思いですが、それも含めて議論することで進めていきたいと思っています。以上です。

長谷川部会長　　補足で何かございますでしょうか。

（特になし）

長谷川部会長　　双方から御発言をいただきました。お互いに、あるいは、公益委員から何か御意見等ありましたらお願いします。

（特になし）

長谷川部会長　　では、それぞれから御意見をいただきまして、ありがとうございます。理由などもそれぞれ述べていただき、労使双方から必要性ありとなりましたので、その点は労使で意見が一致しているということでよろしいでしょうか。

（同意する声）

長谷川部会長　　ありがとうございます。

では、岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無については、双方から必要性ありとの意見をいただいて、結論を得ることができました。

それでは、この結論を会長あて報告したいと思います。
事務局で報告文（案）の準備をお願いします。

（事務局、報告文（案）を各委員に配布）

長谷川部会長　　では、事務局で報告文（案）を読み上げてください。

宮本室長　　それでは、報告文（案）を読み上げさせていただきます。

（報告文（案）読み上げ）

長谷川部会長　　ただ今の（案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

長谷川部会長　　本年７月30日の第521回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第６条第５項を適用する」こととされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。
では、事務局で答申文（案）を用意してください。

（事務局、答申文（案）を各委員に配布）

長谷川部会長　　では、事務局で答申文（案）を読み上げをお願いします。

宮本室長　　それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

（答申文（案）読み上げ）

長谷川部会長　　ただ今の（案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）
（事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認）
（部会長より基準部長へ、答申文を手交）

長谷川部会長　　では、この内容で（案）を取り、番号を付して答申することといたします。
番号は岡賃審第40号です。

宮本室長　　答申をいただきましたので、局長に代わりまして、労働基準部

長より御挨拶申し上げます。

佐藤部長　　ただ今、答申をいただきました。御審議いただきありがとうございました。
この後、時間を挟みまして、また、金額審議に入ってまいります。こちらの方でも、是非、円滑な専門部会の運営に御協力をいただければと思っております。
どうもありがとうございました。

長谷川部会長　　お忙しい中、皆様の熱心な御審議をいただきましてありがとうございます。その結果、このように答申することができました。
本日の審議はここまでとしまして、金額審議については、次回、労使より金額の提示をいただきたいと思いますので、それぞれ御準備いただければと思います。
では、次に、付議事項「（５）今後の審議日程」について事務局から説明してください。

宮本室長　　先ほど岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては、公示期間を 10 月 20 日火曜日までとします。
今後の審議日程につきましては、予定しておりました、明日、10 月２日の専門部会は中止といたします。次回の金額審議は 10 月 21 日水曜日 15 時 30 分から予定しております。
委員の皆様には改めて通知を差し上げます。次回の専門部会は、法 25 条第２項の金額審議のための専門部会となります。

長谷川部会長　　次回以降の日程について、何か御質問等はありませんか。

（特になし）

長谷川部会長　　では、次に付議事項「（６）その他」ですが、事務局から何かございますか。

宮本室長　　特にございません。

長谷川部会長　　委員の皆様からも何かありませんか。

使用者側委員　　意見書はどのような形で提出すればよろしいですか。

宮本室長　　メールで送っていただければと思います。

使用者側委員　　分かりました。

長谷川部会長　　それでは、これをもちまして第１回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。委員の皆さん大変お疲れ様でした。

上記議事録は、令和８年 10 月１日開催の第１回岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会議事録に相違ないものと認める。

令和　　年　　月　　日

部　会　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

労働者代表＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用者代表＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿